

◎基本目標 2 自然や文化とのふれあいアップ

○基本施策 2-1 自然環境の保全

●施策 2-1-1 森林の保全

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標	平成 26 年度 基準	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 現状・評価	令和 7 年度 目標	所管課
森林面積※1	1,488 ha	1,431 ha	1,381 ha 評価：▲	1,431 ha	農政課 環境課 都市計画課 等
整備された森林面積※2	96 ha	98 ha	98 ha 評価：◎	98 ha	農政課 環境課

※1 真岡市統計書地目別土地面積の山林面積（各年度 1 月 1 日現在。令和 6 年度は令和 7 年 1 月 1 日）

※2 市民の森及び「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や「企業等の森づくり推進事業」により整備された森林面積

【施策の展開状況】

・市内に残された森林の保全に努め、根本山市民の森、磯山市民の森、大久保川周辺等の里山林の保全と活用を図ります。

- 根本山市民の森では、自然環境の保全に努めながら、根本山自然観察センターを核に、動植物の観察や自然体験等のできる場として活用しています。また、周辺の民有地 1.28ha については、平成 28 年 3 月から 3 年間、栃木県の「企業等の森づくり推進事業」地として、民間企業による整備と管理が行われました。
- 磯山市民の森は、国土交通省の「関東の富士見百景」に選ばれており、地域の団体と連携して保全管理をしました。
- 大久保川周辺の里山林は、もおか環境パートナーシップ会議や地域の団体と連携して保全管理をしました。

・「とちぎの元気な森づくり県民税事業」により整備された里山林の継続的な保全管理の促進を図ります。

- 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の里山林整備事業で整備した里山林は、別表 G のとおりです。栃木県の交付金の交付が終了した団体の里山林の管理に対しては、平成 27 年度に制定した「もおかの明るく安全な森づくり事業」実施要綱により支援していきます。

・「真岡市平地林保全計画」、「真岡市森林整備計画」に基づき保全と活用を図ります。

- 計画に基づいて森林の保全と適正な利用を図りました。

令和 6 年度の伐採届件数：41 件 面積：7.3 ha

・森林が持つ公益的機能や多様な生物の生息地としての環境機能が発揮されるように、里山林の手入れ等の適正な管理を促進するための情報収集に努めます。

- 随時、情報収集に努めると同時に、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や「もおかの明るく安全な森づくり事業」などによって里山林の整備や管理が行えることを、広報等を通じて情報発信しました。

G. 市内の「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」地一覧

事業実施箇所	管理団体	面積	整備年度	協定（管理）期間
高田地区	高田山専修寺の森を守る会	4.1ha	H20	～R9
大久保地区①～③	ふれあいの森ながた	6.6ha	H20～H23	①～R9 ②～R10、③～R12
大久保地区	もおか環境パートナーシップ会議	0.4ha	H20・21・23	～R12
伊勢崎地区①・②	ふれあいの森伊勢崎	9.9ha	H22～H24	①～R11、②～R13
東大島地区①・②	ふれあいの森・いそやま	8.7 ha	H21～H23	①～R10、②～R11
古山地区①・②	ふれあいの森古山	6.5ha	H23・24	①～R12、②～R13
中地区	中村八幡宮の社叢を守る会	3.2ha	H26	～R15
南高岡地区①～④	南高岡区森林管理組合	12.5ha	H21～H24	①～R11、②～R12、 ③～R13、④～R14
青谷地区①・②	根本区森林管理組合	5.0ha	H23・24	①～R4、②～R5
須釜地区	君島区森林管理組合	3.0ha	H25	～R15
合 計		59.9ha		

H. 「もおかの明るく安全な森づくり事業」による支援の概要

（令和5年4月1日改正）

事業の内容		採択要件	対象経費	交付上限額	交付期間
地域において将来まで守り育てる里山林を育む事業	整備事業	対象森林：本市内にあり、面積が概ね1ヘクタール以上の森林	(1)藪の刈払い (2)除間伐 (3)刈払ったササ竹類・倒木・伐採した樹木の処分	120千円/ヘクタール	1年
	管理事業	対象森林：整備事業又は県民税事業により整備された森林	(1)下草の刈払い (2)落葉かき (3)森林を活用した自然とのふれあいを目的とした環境学習や地域の交流会等の経費	50千円/ヘクタール	整備期間を除く協定期間中
野生獣被害軽減のための里山林づくり事業	整備事業	(1)対象森林：本市内にあり、面積が概ね1ヘクタール以上の森林 (2)対象団体：原則として、対象森林の所在する地域の住民を主体とする団体	(1)藪の刈払い (2)除間伐 (3)刈払ったササ竹類・倒木・伐採した樹木の処分	120千円/ヘクタール	1年
	管理事業	(1)対象森林：整備事業又は県民税事業により整備された森林 (2)対象団体：原則として、対象森林の所在する地域の住民を主体とする団体	(1)下草の刈払い (2)落葉かき	50千円/ヘクタール	整備期間を除く協定期間中

○基本施策 2-1 自然環境の保全

●施策 2-1-2 水辺環境の保全

【施策の展開状況】

- ・河川や谷地・谷戸等の水辺の自然環境の保全に努めます。
 - ☛ 井頭川と西川に堆積している土砂について、撤去処分を実施しました。
- ・自然教育センター周辺の鬼怒自然公園や鬼怒水辺観察緑地などの水辺環境の保全と活用を図ります。
 - ☛ 自然教育センター周辺の鬼怒自然公園では、市内の児童生徒が動植物の観察や、アスレチック、清掃などの保全活動等を実施し、自然と親しみながら自然環境を学習する場として活用しています。
 - ☛ 鬼怒水辺観察緑地では、自然環境を保全し、そこに生息する希少な生き物を保護しています。また、自然観察会などを通じて、自然を守ることの大切さを理解する環境学習の場として活用しています。
- ・河川や水路の整備の際は、自然環境や生物の生息環境に配慮した整備に努めます。
 - ☛ 鬼怒川西部地区圃場整備においては、生態系に配慮したエリアを残しました。
- ・ボランティア団体、真岡市、栃木県の三者がパートナーとなって、河川環境の維持向上のため、『愛リバーとちぎ』による環境美化活動を行います。
 - ☛ 令和 6 年度末までに、5 団体とパートナー合意をしており、河川環境の維持向上のために環境美化活動等を行いました。

○基本施策 2-1 自然環境の保全

●施策 2-1-3 生態系の保全

【施策の展開状況】

- ・市内の動植物の生息・生育状況を調査し、把握します。
 - ☛ 平成 28 年 2 月に、市内の動植物の生息・生育状況をまとめた「動植物実態調査報告書」を基に、随時、情報を収集しています。
- ・生物多様性の保全のため、動植物実態調査により抽出された重要な自然環境について周知を図ります。
 - ☛ 「動植物実態調査報告書」の普及版として作成したパンフレットを、市内の公共施設等に配架しました。
- ・希少な動植物とその生息環境について、地域や栃木県と連携して保全を図ります。
 - ☛ 希少な生物の生息環境を保全する調査や活動を、地元や栃木県と連携し実施しました。
- ・自然の中への外来の生物やペットの放逐、園芸植物の植栽、野生動物への餌付けなどによる生態系の攪乱をしないよう広報等により注意を促します。
 - ☛ 随時、関係するポスターの掲示やパンフレット等の配布を行いました。

・在来種であっても、遠隔地に生息し遺伝子の異なる生物をむやみに移入し、地域固有の種の遺伝子の攪乱を招かないよう広報等により注意を促します。

☛ 随時、関係するポスターの掲示やパンフレット等の配布を行いました。

・森林被害や生活環境被害をもたらすクビアカツヤカミキリ等の特定外来生物の影響について情報提供を行うとともに、防除を図っていきます。

☛ 関係機関と連携し、ポスターの掲示及び自治会回覧を実施し、情報提供を行いました。
また、被害の早期発見、早期の対策が実施できるように「栃木県外来種被害対策協議会」に参加し、市内 12 ヶ所に監視ポイントを設置し、定期的な監視を実施しました。

○基本施策 2-1 自然環境の保全

●施策 2-1-4 農地の保全

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標	平成 26 年度 基準	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 現状・評価	令和 7 年度 目標	所管課
荒廃農地の面積	26.5 ha	19.8 ha	22.4 ha 評価：▲	20.0 ha	農業委員会

<参考> 農地に占める荒廃農地の割合 令和 6 年度の農地面積：8,365 ha、荒廃農地の割合：0.27%

【施策の展開状況】

・農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地の保全に努めます。

☛ 農地転用許可制度では、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないことにより、優良農地の保全に努めました。

農地転用は、申請に基づき、農業委員会総会で審議し（30a 以上の転用については、一般社団法人栃木県農業会議の意見聴取後）、許可の判断をしました。

☛ 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地が無秩序なスプロール化、農地の無秩序な廃を防止するため、農用地区域からの除外では農業振興地域制度に関するガイドラインに沿って、申請地が農地の集団性や作業効率などに影響が出ない場所か判断しました。
また、栃木県との事前協議を重ねながら農用地の適切な管理に努めました。

・農業の担い手の確保や農地の担い手への利用集積を促進し、荒廃農地の拡大防止と解消に努めます。

☛ 利用権設定等の促進、農地パトロールによる調査活動により、荒廃農地の拡大防止と解消に努めました。

・減農薬、化学肥料の適正利用等、環境に配慮した農業への取り組みを推進します。

☛ 「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用し、二宮地区耕種部会・下清水集落営農組合では、化学肥料・化学合成農薬の使用を 5 割以上低減する緑肥の作付に取り組み、しらすぎ有機農業推進協議会・ミラクルネイチャーでは、化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業に取り組みました。

- ・家畜ふん尿処理施設の整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
 - ☛ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」に基づき、施設整備等による家畜排せつ物の適切な管理を促進し、関係機関と連携して畜産農家に対し指導を行いました。
- ・農地が持っている国土の保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の維持・向上を図ります。
 - ☛ 西沼地区、宿中地区、赤羽地区、清水地区、東大島地区、若旅地区、鷺巣地区（令和6年度新規地区）においては、「多面的機能支払交付金事業」を実施し、道水路の草刈や清掃などの地域共同作業を支援しながら農地及び農業水利施設等を保全しました。

◎基本目標2 自然や文化とのふれあいアップ

○基本施策2-2 まちなかの緑の確保と景観形成

●施策2-2-1 公園緑地の整備・保全

【環境指標】 （評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善）

指 標	平成26年度 基準	令和5年度 実績	令和6年度 現状・評価	令和7年度 目標	担当課
都市公園の整備箇所数と 整備面積	81ヶ所 256.18 ha	88ヶ所 268.36 ha	89ヶ所 268.55 ha 評価：○	90ヶ所 277.49 ha	都市計画課
市民一人当たりの 都市公園の面積	31.6 m ²	34.2 m ²	34.4 m ² 評価：○	34.7 m ²	

【施策の展開状況】

- ・良好な市街地の形成のため、各地域に適切に公園の整備を図ります。
 - ☛ 本市では亀山北地区及び中郷・萩田地区の2地区で土地区画整理事業を実施しており、令和6年度は、中郷・萩田地区で中郷公園（0.19 ha）を整備しました。
- ・都市公園やその他の公園を適切に維持管理し、整備・充実を図ります。
 - ☛ 本市の都市公園は、89箇所、面積計268.55haが整備されています。令和7年4月現在の市民一人当たりの都市公園面積は34.4m²/人となっています。
- ・鬼怒川や五行川沿いの緑地は、市民に親しまれる水辺空間としての充実を図り、河川改修にあたっては、緑化や親水化を促進します。
 - ☛ 河川改修について関係機関と協議をしました。
- ・鬼怒緑地については、スポーツ交流やレジャー、自然観察の場としての充実を図ります。
 - ☛ 施策2-1-2 参照

○基本施策 2-2 まちなかの緑の確保と景観形成

●施策 2-2-2 緑化の促進

【施策の展開状況】

- ・ 公共施設や学校等について、敷地内緑化を図ります。
 - ☛ 小学校 14 校と中学校 9 校で、花壇やプランターを利用した緑化活動を実施しました。
 - ☛ 春・秋 2 回、公共施設や都市公園、道路脇の花壇等に花の苗を植えました。
- ・ 生垣づくり補助制度により、住宅周辺の緑化を図ります。
 - ☛ 生垣 1m あたり 3,000 円（上限：60,000 円）の補助金を交付しました。
令和 6 年度の補助実績：1 件、総長 12.0m
- ・ 工場や事業所等においては、施設周辺の緑化を促進します。
 - ☛ 真岡市企業立地緑化促進事業費補助金として、工業団地に新規に立地した工場の緑化事業に対し補助を行い、工場の緑化促進に努めていますが、令和 6 年度は実績がありませんでした。
- ・ 道路空間については、主要道路を中心に植栽されている街路樹などによる緑の確保を図ります。
 - ☛ 街路樹について、継続的な剪定・防除による維持管理を行いました。

○基本施策 2-2 まちなかの緑の確保と景観形成

●施策 2-2-3 景観の形成と保全

【施策の展開状況】

- ・ 市街地においては、沿道や住宅周辺の緑化促進、屋外広告物の規制、電線類の地中化促進などにより、街並みと調和のとれた景観の形成を図ります。
 - ☛ 生垣づくり補助制度により、住宅周辺の緑化を図りました。（施策 2-2-2 参照）
 - ☛ 「栃木県屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の規制・誘導を図りました。
- ・ 優良な農地、平地林、河川などについては、本市の風土を形成する田園風景としてその保全に努めます。
 - ☛ 鬼怒川、小貝川及び五行川の堤防上の道路周りについて、草刈を年 3 回実施しました。
 - ☛ 「農業振興地域の整備に関する法律」等に基づき農業的土地利用と他の土地利用との調整を図りながら無秩序な農地転用を制限し、農地等の計画的な保全を図りました。
- ・ ボランティア団体、真岡市、栃木県の三者がパートナーとなって、道路環境の維持向上のため、『愛ロードとちぎ』による環境美化活動を行います。
 - ☛ 令和 6 年度末までに、24 団体とパートナー合意をしており、道路環境の維持向上のために環境美化活動等を行いました。
- ・ 空き地や空き家の管理の適正化を図ることにより、防災・防犯・衛生・景観等の生活環境の保全に努めます。

- ☛ 「空き地の適正管理に関する条例」に基づき、地域住民からの情報提供や相談を受けた際には、所有者に対して指導を行い、生活環境の保全を図りました。
- ☛ 「空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」に基づき、地域住民からの情報提供や相談を受けた際には、所有者等に対して適正管理を指導しました。

◎基本目標 2 自然や文化とのふれあいアップ

○基本施策 2-3 歴史的・文化的遺産の保存

●施策 2-3-1 文化財の保護

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成 26 年度 基準	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 現状・評価	令和 7 年度 目標	担当課
文化財の 指定件数	指定文化財	212 件	211 件	210 件 評価：▲	222 件	文化課
	登録文化財	15 件	16 件	17 件 評価：○	18 件	

【施策の展開状況】

- ・文化財の調査と保護、保存に関する啓発や支援に取り組みます。
 - ☛ 指定文化財の所有者に、文化財保護及び管理のための支援を行いました。
 - ☛ 市所有の史跡の敷地などについて、適切に保全管理しました。
- ・無形民俗文化財の映像記録の保存及び後継者の育成に取り組みます。
 - ☛ 指定無形民俗文化財の保存育成事業として、団体に対して、活動支援及び後継者の育成のために補助金を交付したほか、3 団体については動画による撮影記録を行いました。
- ・重要な遺跡の保護に関する調査、啓発及び指導を行いました。
 - ☛ 82 件の民間の開発に伴う発掘届出があり、21 件の工事立会を行いました。

I. 指定文化財及び登録文化財の件数

指定文化財			登録文化財	
国	県	市	国	市
5	62	143	3	14

令和 7 年 3 月 31 日現在

○基本施策 2-3 歴史的・文化的遺産の保存

●施策 2-3-2 歴史・文化の継承と活用

【施策の展開状況】

- ・文化財の収蔵及び展示に取り組みます。
 - ☛ 大内資料館、久保講堂、岡部記念館「金鈴荘」、桜町陣屋跡、二宮尊徳資料館、歴史資料保存館において、文化財の収蔵及び展示を実施しました。
- ・重要な遺跡の保存と公開に取り組みます。
 - ☛ 真岡市文化財保護年報に埋蔵文化財調査の記録を掲載しました。
- ・歴史・文化に関するボランティア解説員の育成を図ります。
 - ☛ 観光コンシェルジュの解説員に対し、参考資料の提供及び現場研修に協力しました。
 - ☛ 歴史資料保存館のボランティア解説員に対して、参考資料の提供及び現場研修に協力しました。
- ・歴史・文化に関する情報の提供に取り組みます。
 - ☛ 文化財めぐりを2回開催しました。参加者延べ75名
 - ☛ 歴史教室を7回開催しました。参加者延べ518名
- ・伝統行事や文化的催事の継承に取り組みます。
 - ☛ 県指定無形民俗文化財、市指定無形民俗文化財、及びその他の無形民俗文化財の団体が、練習や物品の手入れ、関係行事での上演披露を行いました。
- ・古木・名木の指定による保全奨励を図ります。
 - ☛ 令和6年度末現在の指定件数は、164件です。



R4に指定された古木・名木（コウヨウザン）



文化財めぐり